

学生のみなさま

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の特例申請が可能です！

一般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。

対象となる学生

以下、いずれにも該当する方が対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

②所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額(※)が、学生納付特例基準相当になることが見込まれる方

※ 令和2年2月以降の任意の月(収入が最も低い月など)における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

申請の対象となる期間

令和元年度分として **令和2年2月分**から**令和2年3月分**まで

令和2年度分として **令和2年4月分**から**令和3年3月分**まで

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料学生納付特例申請書

※「**④特例認定区分**」欄の「**3. その他**」に○をし、「**臨時特例**」と記入してください。

2. 所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))

3. 学生証のコピー

※ 令和元年度分と令和2年度分の2年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。(申請書が二枚必要となります)
なお、すでに令和元年度分を申請され承認を受けている方につきましては令和2年度分のみを申請してください。

申請方法

- 国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
- 申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。
- ※**新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。**

日本年金機構ホームページはこちら▶



お問い合わせ先

- お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。

ねんきん加入者ダイヤル：TEL 0570-003-004

月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00